

水質検査計画

令和8年度（2026年度）

- 1 基本方針
- 2 水道事業の概要
- 3 原水及び給水の水質の状況
- 4 水質検査の項目、検査地点及び検査回数
- 5 水質検査方法
- 6 臨時の水質検査
- 7 水質検査計画及び水質検査結果の公表
- 8 水質検査結果の評価
- 9 水質検査の精度と信頼性の保証
- 10 関係者との連携

いわき市水道局

1 基本方針

水道法で定められた水質基準に適合し、安全で清浄な水道水を供給するため、次により水質検査を行います。

(1) 検査地点

水道法で検査が義務付けられている給水（蛇口）に加え、原水（浄水場で処理する前の河川の表流水、地下水、ダム湖水。予備水源を含む。）、配水（浄水場の出口）について検査を行います。

(2) 検査項目

水道法で検査が義務付けられている項目（毎日検査項目、水質基準項目）に加え、水質管理上必要な項目（水質管理目標設定項目、要検討項目、市が独自に行う検査項目）について検査を行います。

(3) 検査回数

ア 毎日検査

水道法に基づき、1日に1回、給水の検査を行います。

イ 毎月水質検査

水道法に基づき、水質基準項目のうち、月に1回以上の検査が規定されている項目については、月に1回（年に12回）の検査を行います。残りの基準項目については、規定回数の年に4回を基本とし、このうち消毒副生成物と臭気物質については、夏季等に検査回数を上乘せします。

水質管理目標設定項目、要検討項目及び市が独自に行う項目については、原水、配水及び給水の項目に応じて、年に最大12回の検査を行います。

ウ 放射性物質の検査

福島県が策定した「飲料水の放射性物質モニタリング検査実施計画」及び「水道水の放射性物質モニタリング検査実施要領（いわき地域）」に基づき、浄水施設における平時に係る検査に加え、市独自の補完検査も合わせて、週に3回（年に156回）の残留放射性物質に係る配水検査を行います。

2 水道事業の概要

(1) 水道事業の概要

いわき市の水道事業は、大正6年3月に「旧平町」の創設から始まり、昭和41年10月に市町村合併によって「いわき市」が誕生後、各水道施設の統合が行われ、昭和44年2月に「いわき市上水道」となりました。

その後、住宅事情の変化や普及率の向上に伴い給水量が増加したため、三期にわたる拡張事業を経て、現在の計画給水区域面積466 km²の広域水道事業体（昭和48年5月から「水道局」）となりました。

(2) 給水状況

本市における給水状況については、次のとおりです。

区 分	内容 (令和 6 年度)
給水区域内人口	308,458 人
給水人口	307,848 人
普及率	99.80 %
給水戸数	138,367 戸
年間配水量	38,382,275 m ³
1 日平均配水量	105,157 m ³

(3) 浄水施設の概要

通常運転時の配水運用と発災緊急時の安定給水を目的として、基幹浄水場間における給水量の相互融通を図るために、水系幹線（大口径の配水管）の整備や浄水施設の耐用化・効率化を進め、現在ポンプ場2カ所を含む浄水施設 11 カ所を有しています。

各浄水場の概要については、次のとおりです。

<上水道>

浄水場	平	上野原	泉	山玉	法田第一ポンプ場 法田第二ポンプ場
所在地	平下平窪	好間町上好間	泉町	山玉町	山田町
水 源 (種類)	夏井川 (表流水)	好間川 (表流水)	鮫川 (表流水)	四時川 (表流水) 四時ダム (ダム湖水)	地下水 (浅井戸)
施設能力 (m ³ /日)	62,340	35,900	30,000	45,000	(第一)10,240 (第二)20,000
処理方法	・高速凝集沈殿 ・急速ろ過	・高速凝集沈殿 ・急速ろ過	・高速凝集沈殿 ・急速ろ過	・横流式傾斜板沈殿 ・急速ろ過	・紫外線照射装置
使用薬品	次亜塩素酸ナトリウム、ポリ塩化アルミニウム、粉末活性炭				

<簡易水道>

浄水場	川前	旅人	上遠野	鷹ノ巣	入遠野
所在地	川前町川前	田人町黒田	遠野町滝	遠野町深山田	遠野町入遠野
水 源 (種類)	五林川 (表流水)	地下水 (深井戸)	鮫川 (表流水)	上遠野川 (表流水)	入遠野川 (表流水)
施設能力 (m ³ /日)	210	530	880	180	970
処理方法	・普通沈殿 ・緩速ろ過	・普通沈殿 ・高速凝集沈殿 ・緩速ろ過 ・除マンガ設備	・横流式傾斜板沈殿 ・緩速ろ過 ・急速ろ過装置	・緩速ろ過	・横流式傾斜板沈殿 ・緩速ろ過
使用薬品	次亜塩素酸ナトリウム、ポリ塩化アルミニウム、(川前:粒状活性炭)				

3 原水及び給水の水質の状況

(1) 原水水質の状況

本市では、河川（表流水）又は地下水（浅井戸・深井戸）を取水源とし、それぞれの原水の性状を踏まえ、浄水処理を行っています。過去3年間の観測データから、各浄水場の原水水質の留意すべき項目については、次のとおりです。

<原水水質の状況と留意すべき項目>

浄水場	原水種類	原水水質の状況	留意すべき項目
平、上野原、泉、山玉、上遠野	表流水	水源の藻類が発生した場合に臭気が強くなる。	臭気(TON)、かび臭(ジエオスミン、2-メチルイソホルネオール)
平、上野原、泉、山玉、川前、上遠野、鷹ノ巣、入遠野		降雨時に数値の上昇がみられる。	一般細菌、アルミニウム及びその化合物、鉄及びその化合物、マンガン及びその化合物、有機物(TOC) 有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)、色度、濁度
法田第一 法田第二	地下水 (浅井戸)	降雨時に浸透水による着色がある。	色度
旅人	地下水 (深井戸)	降雨時に数値の上昇がみられる。	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)、臭気(TON)
		地質由来のヒ素の検出がある。	ヒ素及びその化合物

(2) 給水水質の状況

給水の性状は、評価可能な水質基準・水質管理目標設定のすべての項目について、適合しています。過去3年間の水質評価から、各浄水場の水質管理上の留意すべき項目については、次のとおりです。

<給水水質の状況と留意すべき項目>

浄水場	給水水質の状況	留意すべき項目
平、上野原、泉、山玉、川前、上遠野、鷹ノ巣、入遠野	水道原水の有機成分が消毒剤と反応して消毒副生成物が生じる。	総トリハロメタン(クロホルム、ブロモジクロロメタン)、ハロ酢酸(トリクロ酢酸)
	水源の藻類が発生する時期に臭気が強くなる。	臭気(TON)、かび臭(ジエオスミン、2-メチルイソホルネオール)
	降雨時に濁水による影響がある。	有機物(TOC)、有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)
法田第一 法田第二	地下水中の炭酸ガスによりソーダ水のような刺激がある。	遊離炭酸
	降雨時に浸透水による影響がある。	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)、臭気(TON)
旅人	降雨時に濁水による影響がある。	有機物(TOC)、有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)、臭気(TON)
	地質由来のヒ素の検出がある。	ヒ素及びその化合物

4 水質検査の項目、検査地点及び検査回数

(1) 毎日検査

水道法に基づき、毎日検査が義務付けられている項目は、表のとおりで1日に1回の検査を行います。

検査地点については、配水システムの管理上必要な給水30地点で、詳細は、**資料1**のとおりです。

項目	基準	頻度
色	異常がないこと	毎日
濁り	異常がないこと	毎日
遊離残留塩素	0.1mg/L以上	毎日

(2) 毎月水質検査

水質基準項目、水質管理目標設定項目、要検討項目及び市が独自に行う項目について検査を行います。

検査地点については、原水15地点（うち1地点が予備水源）、配水4地点、給水17地点の全36地点で、詳細は、**資料2**のとおりです。

ア 水質基準項目

水道法に基づき、検査が義務付けられている水質基準項目52項目のうち、月に1回以上の検査が規定されている9項目については、月に1回（年に12回）の検査を行います。

消毒副生成物については、前述した留意すべき項目の地点において、総トリハロメタン（クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン及びブロモホルム）やハロ酢酸（クロロ酢酸、ジクロロ酢酸及びトリクロロ酢酸）を規定よりも多く、夏季等に、年に8回の検査を行います。また、かび臭物質であるジェオスミンと2-メチルイソボルネオールについては、藻類が発生しやすい時季に集中して検査を行います。

特に、ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)については、省令改正に伴い「水質管理目標設定項目」から「水質基準項目」に移行し、年に4回（簡易水道は2回）の検査を行います。

詳細は、**資料3(1)及び3(2)**のとおりです。

イ 水質管理目標設定項目

水道水の安全性を確認するため、水質管理上必要な項目について、「福島県水道水質管理計画」にも位置付けし、検査を行います。

農薬類については、同物質の使用が多くなる6月に、年に1回の検査を行います。

詳細は、**資料4(1)及び4(3)**のとおりです。

ウ 要検討項目

毒性評価が定まらないことや、浄水中の存在量が不明等の理由から水質基準項目、水質管理目標設定項目に分類できない項目について検査を行います。

詳細は、**資料4(2)及び4(4)**のとおりです。

エ 市が独自に行う検査項目

- クリプトスポリジウム・ジアルジア検査
国の指針に基づき、クリプトスポリジウム及びジアルジアについて、年に2回の検査を行います。
- クリプトスポリジウム指標菌検査
クリプトスポリジウムの指標菌である大腸菌及び嫌気性芽胞菌について汚染のおそれ判断（レベル1～4）に応じ、年に最大12回の検査を行います。
- その他
水源の状況を把握するために必要な項目について、「福島県水道水質管理計画」にも位置付けし、検査を行います。
詳細は、資料5(1)及び5(2)のとおりです。

オ 放射性物質の検査

福島県が策定した「飲料水の放射性物質モニタリング検査実施計画」及び「水道水の放射性物質モニタリング検査実施要領（いわき地域）」に基づき、ポンプ場2地点を含む浄水施設11地点で週に1回の平時に係る検査を行い、市独自に浄水施設8地点で週に2回の補充検査も合わせて、週に3回（年に最大156回）の残留放射性物質に係る配水検査を行います。

詳細は、資料6のとおりです。

5 水質検査方法

「水質基準項目」については、国が定めた告示法により行います。

「水質管理目標設定項目」については、国の通知とし、「要検討項目」及び「市が独自に行う検査項目」については、主に日本産業規格に準拠します。

検査の区分	検査の実施主体
(毎日検査) ➤ 毎日検査項目	浄水場運転管理受託者
(毎月水質検査) ➤ 水質基準項目 ➤ 水質管理目標設定項目 ➤ 要検討項目 ➤ 市が独自に行う検査項目	水道局水質管理センター

6 臨時の水質検査

次のような水質変化が見られ、蛇口での水が水質基準に適合しないおそれがある場合、関連する項目について臨時の水質検査を行い、安全性の確保に努めます。

- ・ 水源の水質が著しく悪化したとき
- ・ 水源に異常があったとき
- ・ 水源付近、給水区域及びその周辺において消化器系感染症が流行しているとき
- ・ 浄水過程に異常があったとき
- ・ 配水管の大規模な工事その他水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき
- ・ その他特に必要があると認められるとき

7 水質検査計画及び水質検査結果の公表

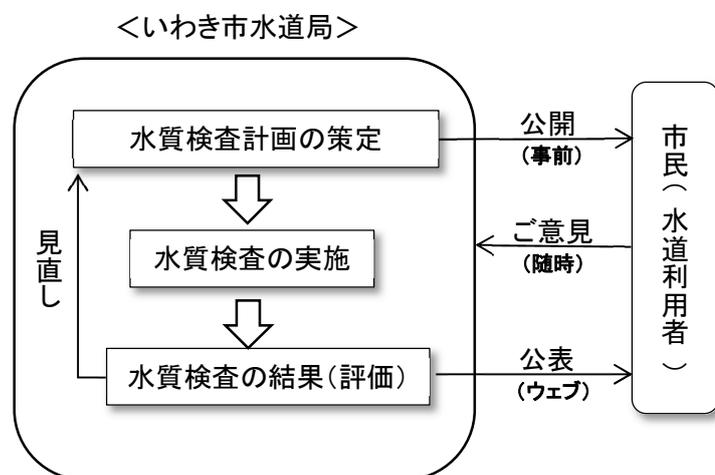
水質検査計画については、毎事業年度ごとに、検査地点に応じて、検査項目及び検査回数を精査し、本市の水道局ホームページ上に掲載します。また、随時、現行計画に対する水道利用者からのご意見を受け付け、次期計画に反映していきます。

当該検査計画に則り実施した水質検査の結果については、その都度、本市の水道局ホームページ上に掲載するとともに、最終的に「水質年報」として速やかに公表します。

《WEB 掲載場所》

いわき市水道局ホームページ > 水質情報 > 「水質検査の結果」又は
「水道水の放射性物質の測定結果」

(水質情報サイト) <https://www.city.iwaki.lg.jp/www/genre/1727231286572/index.html>



8 水質検査結果の評価

検査結果の評価は、過去3年間に観測された最高値又は平均値により行います。評価した内容は、検査地点に応じて、次期計画の検査項目や検査回数に反映します。

9 水質検査の精度と信頼性の保証

検査項目は、多種多様にわたり、中には極微量濃度を測る物質もあります。このため、計画的に検査機器を整備し、精度の高い検査体制を整えます。

ア 水質検査精度

原則として、基準値又は目標値の10分の1（農薬類は100分の1）等を定量下限値（分析機器で定量できる最小値）とし、検出結果の精度管理を徹底します。

イ 信頼性の確保

国のガイドラインに即した検査方法に係る妥当性評価を実施し、各種精度管理事業に参加するなど信頼性の確保に努めます。

10 関係者との連携

水源等で水質汚染事故などが発生した場合は、河川上流の市町村や市関係機関との情報の共

有を図り、現地調査等の対応を速やかに行います。また、万一にも浄水場への取水に影響が生ずることのないように、水道水の安全確保に努めます。

★ 水質検査計画についてのご意見、お問い合わせ ★

いわき市水道局
浄水課（水質管理センター）

〒970-8003 いわき市平下平窪字寺前 53

TEL: (0246) 22-2419

E-mail: suishitsukanri-c@city.iwaki.lg.jp

水道局ホームページ:

<https://www.city.iwaki.lg.jp/www/genre/1000100000440/index.html>